

## 信用金庫設立年からみる「存在意義」の再確認

信金中央金庫 総合研究所主任研究員

品田 雄志

信金中央金庫 総合研究所研究員

間下 聡

信金中央金庫 総合研究所研究員

西 俊樹

(キーワード) 信用金庫の設立、産業組合法、市街地信用組合、反動恐慌、昭和金融恐慌、関東大震災、戦後復興

(視 点)

本稿の目的は、信用金庫(前身を含む)の「設立年」を用いて、その源流を制度と地域の双方の文脈で捉え直すことである。制度の転換点(1900年の産業組合法、1917年の市街地信用組合制度創設、1951年の信用金庫法)については広く知られるが、実際の設立がいつ・どこで・どのような社会経済の要請の下で加速したのかを整理した研究は多くない。設立年の分布を可視化し、震災・恐慌・戦後復興といった社会的ショックと重ねて検討することで、制度整備(必要条件)と地域ニーズの顕在化(十分条件)の重なりが信用金庫の立ち上がりを規定してきたことを示し、現代の地域課題に対する「協同の金融」の在り方を見定める手掛かりを提供したい。

分析に当たっては、全国信用金庫協会の「信用金庫の沿革と合併等変遷史～『信用金庫60年史』別冊」に基づく集計を用い、歴史の教訓を将来の政策・実務への示唆へとつなげることを目指す。

(要 旨)

- 信用金庫制度が成立する過程に当たって、①1900年の産業組合法成立(それ以降、全国で信用組合が設立)、②1917年の市街地信用組合制度創設(市街地信用組合への転換)、③1951年の信用金庫法成立(その後、1951～1953年には信用組合から信用金庫への一斉転換)といった3つの転換点があると考えられる。
- もっとも、機関の設立のピークは、これらの制度が整えられた年と一致しておらず、1922～1926年と1948～1951年に集中している。前者は、第1次世界大戦後の恐慌や関東大震災後の復興をきっかけとしており、地域別では東京での設立が特に多い。後者は、戦後復興と制度再編を背景に、より全国的な広がりがみられる。
- これらの事実からは、信用金庫のような地域に根付く民間金融機関にとっては、制度の整備はあくまで必要条件にとどまり、地域経済の具体的な課題こそが十分条件であるという歴史的教訓が導き出される。
- 物価変動や金利環境の変化といった短期的なものに限らず、人口の減少や高齢化、高まる災害リスク、カーボンニュートラルを中心とした環境への取組みの重要性の高まりなど、地域が直面する課題は複合化している。信用金庫はこれらの課題に対し、地域企業・自治体・支援機関との連携を強化して取り組むことが求められる。一方で業界内部では各種業務の共同化などグループ内外での連携を高度化することが必要となろう。

## 1. はじめに

本稿の意義は、信用金庫<sup>(注1)</sup>の設立年とその時代背景を探ることで、信用金庫の源流について確認し、信用金庫の今後のあり方について何らかの示唆を与えることにある。

これまでの先行研究においては、現在のような信用金庫制度が成立する過程に当たって、①1900年の産業組合法成立（それ以降、全国で信用組合が設立）、②1917年の市街地信用組合制度創設（市街地信用組合への転換）、③1951年の信用金庫法成立（その後、1951～1953年には信用組合から信用金庫への一斉転換）の3つの転換点に着目した考察が多い。ただし、これら3つの転換点に着目し、その前後の政策や地域からの要望について考察した文献はあるものの、3つの転換点を包括的にとらえて信用金庫の源流について考察した文献は、管見の限り存在しない。

また、信用金庫の設立に当たっては「制度ありき」ではなく、その時々時代の背景や地域の要望が重要であったと考えられる。後述するが、3つの転換点と、信用金庫が多く成立された時期とは必ずしも一致していない。制度整備は成立の必要条件であっても、それ自体は十分条件ではなく、社会環境に基づく地域からの要望の高まりがあって初めて設立が現実化したといえよう。

本稿では、このような問題意識のもと、全国信用金庫協会（2012）「信用金庫の沿革と合併等変遷史～『信用金庫60年史』別冊」（以下「別冊変遷史」という。）を用いて、各信用金庫の設立年と、その時代背景について整理することとする。本稿の構成は以下のとおりである。まず、2. でこれまでの先行研究についてまとめる。次に3. で、各信用金庫の設立年と、その背後の経済情勢についてまとめる。最後に信用金庫の今後のあり方について一定の示唆を与える。

なお、本稿の留意点が2つある。①「別冊変遷史」での記載と、各信用金庫が認識している「設立年（創設年など）」との間には認識に齟齬がある可能性がある<sup>(注2)</sup>。②信用金庫制度創設時の信用金庫数は561（うち、信用組合からの転換が560、新設が1）であるが、複数の合併を経て信用金庫に改組した場合は、「別冊変遷史」に記載の限り、元の機関までさかのぼって考察しており、本稿では、626機関を対象とする。

---

(注)1. 信用金庫法施行前に設立された機関の当時の名称は「～信用組合」などであるが、本稿では混乱を避けるために「機関」で統一する。

2. 現在、信用金庫において、組織の設立に関する統一された定義は存在しない。例えば、戦後すぐに複数の信用組合が合併して信用金庫が成立した場合、「信用金庫の創設年」を母体となった機関の設立年とするケースや、信用金庫が成立した年を設立年とするケースがみられる。また、「設立」「創業」「創設」など類義語が散見され、それぞれの定義が微妙に異なっているケースがあることも、組織の設立について考察するうえで妨げとなっている。本稿では、「別冊変遷史」に掲載されている設立年で統一する。

## 2. 信用金庫の成立過程にかかる先行研究

まず、近年の先行研究について簡潔にまとめる。信用金庫の成立過程について簡潔に全体像を示したものに村本(2022a)がある。村本(2022a)は、明治維新後の日本で近代的金融制度が形成されていくなかで、信用金庫(当時は信用組合)のような庶民金融機関が必要となっていく過程を詳らかにしており、その過程で先述の3つの転換点についても詳述している。ほか、村本(2022b)は、従来あまり研究の手がおよんでいなかった1943年の市街地信用組合法の成立過程について詳述している。また、村本(2022～2024)が月刊「信用金庫」に22回にわたって連載した「戦後復興期における信用金庫制度の制定過程」シリーズは、1951年の信用金庫法成立直前の動きについて詳述しており、当時の状況を知る上で貴重な文献となっている。

そのほか、由里(2021a、b)は信用金庫法の立法前後の動きに着目することで信用金庫が「協同」という経営理念をどう扱っているのかについて分析している。また、並松(2018)は京都中央信用金庫を対象に、前身である京都市中央市場信用組合の成立からその後の信用金庫への転換の動きについて考察することで、「中央卸売市場関係者のための金融機関から、京都市民のための金融機関」への転換過程を整理している。

これらの先行研究は、3つの転換点を中心にそれぞれの動静を振り返ることができる点で価値が高い。本稿ではこれら先行研究に加えて、設立年のデータを整理するとともに、その時代背景をさぐることで、より実態面での動きを分析する。

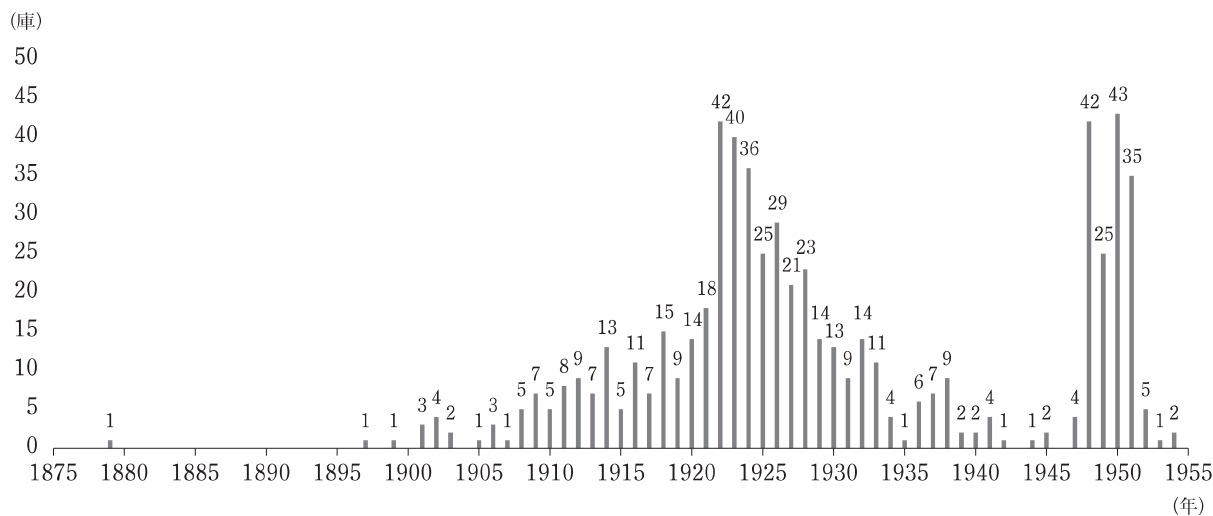
## 3. 信用金庫の設立年について

本節では、年別に信用金庫の設立数をまとめるとともにその時代背景について整理することで、当時の信用金庫に期待された「存在意義」について考察する。なお、執筆にあたっては、前述の「別冊変遷史」のほか、全国信用金庫協会が発刊した信用金庫にかかる年史(1959年「信用金庫史」、1977年「信用金庫25年史」、1992年「信用金庫40年史」、2002年「信用金庫50年史」、2012年「信用金庫60年史」)を参考としている。

### (1) 1879年の勸業資金積立組合設立から1917年の市街地信用組合制度の創設まで

信用金庫の設立数を年別にまとめたのが図表1となる。1879年に勸業資金積立組合(日本最古の信用金庫である島田掛川信用金庫の前身)が設立された動機には、「道路、堤防、水路、溜池の普請に要する資金の不足を民間活力によって補助(「別冊変遷史」p.224)」することがあった。当時の政府は、庶民を対象として郵便貯金制度(1875年設立)や貯蓄銀行(1880年に専業銀行設立)などを整備していったものの、それらの用途は工業近代化のための資金吸収に

図表1 信用金庫（設立母体）の設立年



(備考) 全国信用金庫協会 (2012) 「信用金庫の沿革と合併等変遷史～『信用金庫60年史』別冊」より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

とどまった。庶民の側で資金需要が生じた際、親類縁者や質屋、頼母子講（無尽）などに依存せざるを得ない状況にあったことが、組合成立の背景にある。

もっとも表中で示す通り、その後は1900年の産業組合法成立までの間、現在の信用金庫につながる産業組合の設立件数は、わずかにとどまる。背景には、当時の産業組合の設立運動は、品川弥二郎や平田東助といった少数の人間によって進められており、全国的な広がりを持つには至っていなかったことが挙げられよう。

また、1900年の産業組合法成立後をもみても、設立件数の増加はそれほど進んでいたとは言えない。理由としては、産業組合の側が「信用組合と他の経済組合との兼業禁止等を決めた産業組合法の内容が、既存組合の思想や活動実態とそぐわない面があり、法による保護を歓迎するよりも規制されることを嫌ったため（「信用金庫40年史」p.25）」とされている。1906年には兼業禁止規定が廃止されて産業組合の設立が増加したものの、現在の信用金庫に結びつくような機関の設立件数は、その後も大きくは増加しなかった。

なお、念のために記述すると、この当時に信用組合が設立されなかったわけではない。1900年に13だった信用組合数はその後急速な増加を遂げ、1910年には5,331機関、1920年には11,901機関となっている（図表2）。あくまで、現在の信用金庫に結びつくような信用組合の設立が少なかった、と解釈するべきと考えられる。

図表2 信用組合数の推移

| 年    | 信用組合数  |
|------|--------|
| 1900 | 13     |
| 1901 | 191    |
| 1902 | 331    |
| 1903 | 549    |
| 1904 | 751    |
| 1905 | 986    |
| 1906 | 1,370  |
| 1907 | 1,915  |
| 1908 | 2,681  |
| 1909 | 3,823  |
| 1910 | 5,331  |
| 1911 | 6,566  |
| 1912 | 7,736  |
| 1913 | 8,530  |
| 1914 | 9,274  |
| 1915 | 9,738  |
| 1916 | 10,197 |
| 1917 | 10,490 |
| 1918 | 10,915 |
| 1919 | 11,480 |
| 1920 | 11,901 |
| 1921 | 12,192 |

(備考) 「信用金庫40年史」p26,30をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

## (2) 1917年の市街地信用組合制度の創設から1945年の終戦まで

1917年に市街地信用組合制度が創設された背景には、第1次大戦による好景気のなかでも、金融難にあえぐ中小商工業者が多く存在したことがあった。

制度の整備もあり徐々に設立数が増加したものの、本格的な増加は1922年(42機関)以降のことになる。背景には、1920年の反動恐慌<sup>(注3)</sup>、1927年の昭和金融恐慌といった金融経済面での苦境に加え、1923年の関東大震災以降の復興需要が挙げられる。特に、1922年から1926年にかけては東京を中心に設立が相次ぎ(この時期に設立された172機関のうち東京都は38機関と、全体の約2割を占める。)、そのなかには現在の信用金庫の源流となっているケースも多くみられる。

その後、1920年代後半から1930年代にかけて発生した反産運動<sup>(注4)</sup>や、1930年代以降強められた政府からの統制を受け、信用金庫の設立数は低下をたどった。1942年に出された「金融事業整備令」以降および1943年の「市街地信用組合法」制定以降は、新設よりむしろ整理統合への動きが加速された。

## (3) 1945年の終戦以降

1945年の第2次世界大戦の終戦後、1948年から1951年にかけて設立が再び加速した。背景には、終戦直後の生産低迷とインフレ、ドッジラインによる苦境などを受け、中小企業に休廃業や倒産が相次いだことが挙げられる。

前述の1922～1926年と1948～1951年を比較すると、前者では関東大震災の影響もあり東京での設立が多かったのに対し、後者では地域的な広がり大きい(1948年から1951年にかけて設立された145機関のうち東京都は6機関にとどまる。)ことが特徴として挙げられる。1948～1951年の間にほぼすべての都道府県で信用金庫が設立されており、この時期の信用金庫制度の広がりが確認できる。

言い換えるなら、明治維新以降取り組まれてきた「民間による中小商工業者に対する資金供給」という課題は、恐慌、大災害、戦争という未曾有の危機を経て、ようやく全国的に根付いたということができよう。

---

(注)3. 第1次世界大戦の終結後に起きた、商品価格暴落や銀行破綻などの一連の恐慌を指す。「戦後恐慌」とも呼ばれる。

4. 中小商工業者を中心に発生した、産業組合に対する反対運動の総称。

## 4. おわりに

本稿は、信用金庫の設立年分布と時代背景を対応づけ、制度上の転換点と実際の設立の山が必ずしも一致しないこと、むしろ社会環境に基づく地域からの要望の高まりと「制度の受け皿」が重なった局面で設立が加速したことを明らかにした。とりわけ、1922～1926年が関東大震災後の復興需要を背景とした東京中心の増勢であったのに対し、1948～1951年は戦後復興と制度再編を背景に全国的な広がりを示した点は、信用金庫の源流が危機対応と地域課題の解決に深く結びついてきたことを示唆する。

現在に目を転じると、制度整備は必要条件にとどまり、地域経済の具体的な課題こそが十分条件であるという歴史的教訓が重要であると考えられる。

物価変動や金利環境の変化といった短期的なものに限らず、人口の減少や高齢化、高まる災害リスク、カーボンニュートラルを中心とした環境への取組みの重要性の高まりなど、地域が直面する課題は複合化している。信用金庫はこれらの課題に対し、地域企業・自治体・支援機関と連携した「課題解決型の金融仲介」の機能を一層強化する必要がある。一方で業界内部では各種業務の共同化などグループ内外での連携を高度化することにより、スケールメリットを確保しつつ地域密着の機能を維持することが必要となろう。

また、本稿は『別冊変遷史』等に基づき設立年データを整理したが、設立年（創立年）の定義差や合併・改組の遡及範囲により結果が変動し得るという限界がある。データ整備に加え、各金庫史や自治体史などを通じた分析も今後は必要となろう。

### 〈参考文献〉

- ・全国信用金庫協会（1959）『信用金庫史』
- ・全国信用金庫協会（1977）『信用金庫25年史』
- ・全国信用金庫協会（1992）『信用金庫40年史』
- ・全国信用金庫協会（2002）『信用金庫50年史』
- ・全国信用金庫協会（2012）『信用金庫60年史』
- ・全国信用金庫協会（2012）「信用金庫の沿革と合併等変遷史～『信用金庫60年史』別冊」
- ・並松信久（2018）「組合金融の形成と中央卸売市場の課題：京都中央信用金庫の設立をめぐる」『京都産業大学日本文化研究所紀要』23 pp.236-197
- ・村本孜（2022a）「信用金庫の成立過程（信用金庫前史）」『成城大学社会イノベーション研究』17（1），pp.57-71
- ・村本孜（2022b）「市街地信用組合制度（信用金庫制度の前身）の確立に貢献した4人の英傑」『信金中金月報』21（1），pp.4-18
- ・村本孜（2022～2024）「戦後復興期における信用金庫制度の制定過程」シリーズ『信用金庫』76（9）-78（6）
- ・由里宗之（2021a）「『協同組織』信用金庫における「協同」の位置づけ（前編）：信用金庫法の立法経緯とその前後の業界論説から」『経営研究』72（2），pp.85-111
- ・由里宗之（2021b）「『協同組織』信用金庫における「協同」の位置づけ（後編）：信用金庫法の立法経緯とその前後の業界論説から」『経営研究』72（3），pp.43-70